

ID: 0441

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

処分の概要	特別な設備等の許可		
例規名 根拠条項	長門市仙崎地区交流拠点施設条例 第9条		
例規番号	平成28年条例第37号		
<p>【根拠条文】 (特別な設備等の制限) 第9条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。 2 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成29年9月12日	最終変更年月日	年 月 日